



平成 27 年 3 月 17 日

各 位

会社名	株 式 会 社	ミ サ ワ
代表者名	代表取締役社長	三 澤 太
	(コード：3169	東証マザーズ)
問合せ先	取締役管理部長	鈴 木 裕 之
	(TEL. 03-5793-5500)	

新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 17 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行及び株式売出しにより、当社の親会社以外の支配株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部または市場第二部への上場市場の変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日公表の「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達の背景と目的】

当社グループは、当社及び海外子会社 1 社から構成されており、「肩の力を抜いた自分らしい暮らしの提案」をコンセプトに家具・ファブリック等及びインテリア・雑貨等の企画・販売を主たる業務として「unico 事業」を展開しております。家具・ファブリック等の商品につきましては、ほぼ全ての商品の企画開発を自社で行い、「unico」ブランドとして全国の直営店及びオンラインショップにて販売しております。インテリア・雑貨等に関しましては、「unico」ブランドの持つブランドイメージ及びメッセージ性を補完するような商品を国内・海外より仕入れて販売しております。

家具・ファブリック等の企画開発につきましては、「自分にも地球にも心地良い、健康で感性豊かなライフスタイルの普及」という当社の経営理念に基づき行っており、開発された商品は国内・海外の協力工場へ製造委託及び海外子会社の直営工場にて製造を行っております。

また、商品を提供する際の価格とそのデザインや機能のバランスを重視し、商品の素材・構造・ニュアンス等によって、シリーズ毎に適正な協力工場を選択してコストコントロールを行うことで、付加価値に見合った納得感のある価格を実現しております。

「unico」ブランドは主に 20 代中盤～30 代で、自分の個性や感性をより重視して、情緒的で心の満足を追求するような女性をメインターゲットとしております。従って、店舗展開につきましてはメインターゲットとなる女性の集客が見込めるエリア又は商業施設への出店を中心に行っております。

今回の新株式発行による資金調達は、当社グループの店舗展開を加速させるための成長原資、また、業務効率化を目的としたシステム投資資金の確保を企図するものであります。これにより、当社グループは、これまで築き上げてきた顧客基盤や店舗の営業力を最大限に活用し、unico 事業の拡充を推進し、グループ収益力を着実に向上させ、持続的成長を実現してまいります。

また、新株式発行により資本強化を図るとともに、当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、投資家層の拡大と流動性の向上を図ってまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 330,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年3月24日(火)から平成27年3月27日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成27年4月3日(金) |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 三澤 太に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) 売出席株式の種類及び数 | 当社普通株式 510,000株 |
| (2) 売出人及び売出席株式数 | 三澤 太 480,000株
尾張 睦 30,000株 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。）なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「売出しにおける引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 27 年 4 月 6 日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 三澤 太に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 126,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 126,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 27 年 4 月 6 日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 三澤 太に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 126,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | みずほ証券株式会社 |
| (5) 申込期間（申込期日） | 平成27年4月20日（月） |
| (6) 払込期日 | 平成27年4月21日（火） |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |
| (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。 | |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 三澤 太に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |
| (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。 | |

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から126,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、126,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年3月17日（火）開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式126,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成27年4月21日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年4月16日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- | | | |
|----------------------|------------|----------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 6,636,600株 | (平成27年3月17日現在) |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 330,000株 | |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数 | 6,966,600株 | |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数 | 126,000株 | (注) |
| (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 7,092,600株 | (注) |

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 392,638,000 円について、全額を新規出店、既存店舗の移転による店舗内装設備及びシステム開発のための設備投資資金に充当する予定であります。

計画といたしましては、新規出店、既存店舗の移転による店舗内装設備のため 127,000 千円を平成 28 年 1 月期中に、115,000 千円を平成 29 年 1 月期中に、115,000 千円を平成 30 年 1 月期中に充当し、残額を基幹システム及び分析システムの開発のため平成 30 年 1 月までに充当する予定であります。

当社は、自分の個性や感性でモノを選び、スタイルやセンスを優先し、情緒的で心の満足を追求するような高感度なユーザーをターゲットとし、家具・ファブリック及びインテリア・雑貨等の企画・販売をするライフスタイルショップ unico を運営しております。出店戦略においては地域や商業施設の特長、近隣の自社店舗との競合等について慎重に検討した出店計画を立てることが重要であると考えております。そのような出店戦略のもと、新規出店については 12 店舗、既存店舗の移転については 1 店舗（unico 梅田）を予定しております。また、システム投資については、業務効率化を目的とし、新基幹システムの開発・移行及び基幹システム上のデータベースを抽出・分析するための分析システム開発を予定しております。

なお、当社グループにおける重要な設備計画の内容につきましては、平成 27 年 3 月 17 日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成 27 年 2 月 28 日現在）以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 unico大分	大分県 大分市	unico事業	店舗	22,000	—	増資資金	平成27年 2月	平成27年 3月	(注) 2
当社 unico梅田	大阪府 大阪市 北区	unico事業	店舗	30,000	—	増資資金	平成27年 3月	平成27年 4月	(注) 2
当社 平成 28 年 1 月期に 出店予定 の 4 店舗	—	unico事業	店舗	110,000	—	増資資金	平成27年 9月 ～平成27年 12月	平成27年 10月 ～平成28年 1月	(注) 2
当社 平成 29 年 1 月期に 出店予定 の 3 店舗	—	unico事業	店舗	80,000	—	増資資金	平成28年 2月 ～平成28年 8月	平成28年 3月 ～平成28年 9月	(注) 2
当社 平成 30 年 1 月期に 出店予定 の 4 店舗	—	unico事業	店舗	115,000	—	増資資金	平成29年 2月 ～平成29年 12月	平成29年 3月 ～平成30年 1月	(注) 2
当社 本社	東京都 目黒区	unico事業	基幹シ ステム	151,000	—	自己資金 及び増資 資金	平成26年 11月	平成29年 2月	—
当社 本社	東京都 目黒区	unico事業	分析シ ステム	23,000	—	自己資金 及び増資 資金	平成27年 6月	平成28年 3月	—

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当該計画は新店舗の出店のため、生産能力の大幅な増加はありません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3)業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)記載の用途に充当することにより、収益力の向上につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していく所存ではありますが、現時点では新規出店による事業規模の拡大及び財務基盤の強化を目的とした内部留保の充実を優先させる方針を有しているため、配当実施の可能性、その実施時期及び回数についての方針は未定であります。

(2)配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3)内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、新規出店における設備投資に充当し、一層の事業拡大を目指してまいります。

(4)過去3決算期間の配当状況等

	平成25年1月期	平成26年1月期	平成27年1月期
1株当たり連結当期純利益	113.68円	112.72円	59.10円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	—円 (—)	—円 (—)	—円 (—)
実績連結配当性向	—%	—%	—%
自己資本連結当期純利益率	29.5%	22.9%	14.1%
連結純資産配当率	—%	—%	—%

(注) 1. 実績連結配当性向及び連結純資産配当率は、当該3決算期において配当を行っていないため記載しておりません。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計の期首と期末の平均)で除した数値です。

3. 当社は、平成27年2月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。1株当たり連結当期純利益については、当該株式分割が平成27年1月期の期首に行われたと仮定して算定した数値であります。

4. 平成27年1月期の数字は、未監査の財務諸表に基づいております。

5. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報

当社は会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は0.3%です。

(平成27年3月17日現在)

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
平成 22 年 9 月 11 日	19,800 株	15 円	148,500 円	平成 24 年 10 月 1 日から 平成 31 年 9 月 30 日まで
平成 22 年 12 月 11 日	1,800 株	15 円	13,500 円	平成 25 年 1 月 1 日から 平成 31 年 12 月 31 日まで

(注) 平成 27 年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の株式分割を行っております。新株式発行予定残数、「行使時の払込金額」、「資本組入額」は調整後の内容となっております。

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 25 年 1 月期	平成 26 年 1 月期	平成 27 年 1 月期	平成 28 年 1 月期
始 値	893 円	1,374 円	1,305 円 □1,000 円	1,098 円
高 値	2,100 円	1,730 円	3,250 円 □1,102 円	1,130 円
安 値	861 円	1,050 円	1,182 円 □986 円	832 円
終 値	1,325 円	1,320 円	3,215 円 □1,095 円	879 円
株価収益率	11.66 倍	11.71 倍	18.53 倍	—

- (注) 1. 平成 28 年 1 月期の株価については、平成 27 年 3 月 16 日現在で表示しております。
2. 平成 27 年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の株式分割を行っております。平成 27 年 1 月期における□印は平成 27 年 2 月 1 日付の株式分割による権利落ち後の株価を示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。なお、平成 28 年 1 月期に関しては、未確定のため記載しておりません。

③過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である三澤 太及び尾張 睦は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付に基づく新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 親会社以外の支配株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の新株式発行及び株式売出しに伴い、下記のとおり当社の親会社以外の支配株主の異動が見込まれるものであります。

2. 親会社以外の支配株主に該当しなくなる株主の概要

①氏名	三澤 太
②住所	東京都目黒区
③当社との関係	代表取締役社長

3. 当該株主の所有する議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (注) 1	親会社以外の支配株主	33,600 個 (53.73%)	一個 (-%)	33,600 個 (53.73%)
異動後 (注) 2	—	28,800 個 (43.74%)	一個 (-%)	28,800 個 (43.74%)

(注) 1. 異動前の議決権の数（議決権所有割合）及び発行済株式総数は、平成27年2月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っているため、平成27年1月31日現在の数に当該株式分割を考慮し算出しております。

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 3,000株

発行済株式総数 6,256,800株

総株主の議決権数 62,538個

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、異動前の総株主の議決権の数62,538個に、今回の公募による新株式発行により増加する株式数に係る議決権の数3,300個を加算して算出した議決権の数65,838個を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

平成27年4月6日（前記「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出しにおける受渡期日）

5. 今後の見通し

三澤 太からは、異動後の当社株式の保有方針について、中長期的に保有する方針であることを、当社は確認しております。

以上